

日薬連発第 022 号
2026 年 1 月 13 日

加盟団体 殿

日本製薬団体連合会

新医薬品の承認時期について

標記について、令和 8 年 1 月 13 日付け医薬薬審発 0113 第 2 号にて厚生労働省 医薬局 医薬品審査管理課長より通知がありました。

つきましては、本件につき貴会会員に周知徹底いただきたく、ご配慮の程よろしくお願ひ申しあげます。

事務連絡
令和8年1月13日

日本製薬団体連合会 御中

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課

新医薬品の承認時期について

標記について、別添写しのとおり、各都道府県衛生主管部（局）長宛てに通知したので、その旨御了知の上、貴会会員に対し周知方御配慮願います。



医薬薬審発 0113 第 2 号
令和 8 年 1 月 13 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

新医薬品の承認時期について

薬事審議会において承認の可否に関する審議又は報告がなされた新医薬品の承認時期の取扱いについては、「新医薬品の承認時期について」（令和 6 年 4 月 24 日医薬薬審発 0424 第 1 号厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知。以下「旧通知」という。）によりお示ししているところです。

今般、旧通知における、10 月から 12 月までの期間に開催される薬事審議会において承認の可否に関する審議又は報告がなされた新医薬品（薬価収載に関する品目に限る。）に係る取扱いを改め、令和 8 年 4 月 1 日以降に開催される薬事審議会に係る品目については下記のとおり取り扱うこととしますので、貴管内関係事業者宛て周知方よろしくお願ひします。

なお、旧通知は令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止します。

また、本通知の写しについて、別記の関係団体等宛てに事務連絡するので、念のため申し添えます。

記

1. 新医薬品については、原則として、承認に必要な事務手続、審査期間の目標、薬価収載の時期等を勘案し、薬事審議会（医薬品第一部会又は医薬品第二部会に限る。2.において同じ。）の開催から 3 週間以内を目処に承認することとする。
2. ただし、10 月から 12 月までの期間に開催される薬事審議会において承認の可否に関する審議又は報告がなされた新医薬品（薬価収載に関する品目に限る。）については、いずれも、その期間の最後の審議会の開催から 3 週間以内を目処に承認することとする。
3. なお、医療上の必要性等から、製造販売業者の意見を踏まえ、個別に承認日を設定する場合がある。

(別記)

日本製薬団体連合会

日本製薬工業協会

米国研究製薬工業協会在日執行委員会

一般社団法人欧州製薬団体連合会

独立行政法人医薬品医療機器総合機構